

彦根市生活応援クーポン事業 業務委託仕様書

1 業務名

彦根市生活応援クーポン事業

2 本業務の目的

本業務は、物価高騰の影響を受ける市民の生活を支援するとともに、市内経済の活性化を図ることを目的として実施する「彦根市生活応援クーポン事業」を円滑かつ確実に実施するため、クーポンの作成、配付、利用管理および精算等の運営業務を受託事業者へ委託するものである。

3 業務の履行期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日(水)までとする。

4 業務の概要

(1) 給付対象者

令和 8 年 3 月 1 日(以下「基準日」という。)において、彦根市の住民基本台帳に記録されている者とし、次に掲げる取り扱いによるものとする。

ア 基準日の翌日以降に転入、または出生した者は、給付対象者としない。

イ 基準日の翌日以降に転出、または死亡した者であっても、基準日において住民基本台帳に記録されていた者は給付対象者とする。

ウ 基準日以前の住民票の異動であっても、令和 8 年 3 月 17 日以降に住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)第 22 条、第 24 条および第 24 条の 2 に規定される届出のあった者については、給付対象者としない。

(2) 給付対象者数および世帯(見込)

約 110,500 人

約 52,000 世帯

(3) 給付内容

市内の参加店舗において使用できる 1 人当たり 8,000 円のクーポン

※クーポンは電子クーポンを原則とするが、紙クーポンも使用可能とする。

(4) 主なスケジュール(予定)

令和8年3月末	業務委託契約締結
// 4月～6月	事業実施準備
// ~7月	市民向けクーポン券の発送(コールセンターの設置)
// 7月～	クーポン利用開始
// ~11月頃まで	クーポン利用終了(利用期間は3か月以上設けること)
// ~令和9年3月31日	精算業務

5 委託内容

受託事業者は、要綱および本仕様書に基づき、次に掲げる業務を行うものとする。

なお、本内容は、必要と思われる基本的な事項を示したものであり、受託事業者の決定後、プロポーザルにおける受託事業者の企画提案に応じ、協議・調整を行うことを前提とする。

- (1) クーポン管理システムの構築および運用
- (2) 電子クーポンおよび紙クーポンの作成
- (3) 給付対象者へのクーポン発送および返戻分管理業務
- (4) 参加店舗の募集および登録管理
- (5) 市民向けおよび参加店舗向け説明会の実施
- (6) クーポン利用状況の管理
- (7) 参加店舗に対する支払い業務および精算業務
- (8) コールセンター等による問合せ対応
- (9) 事業実施状況の集計、分析および報告
- (10) その他、本事業の円滑な実施に必要な業務

6 給付対象者データの取り扱い

- (1) 給付対象者データの作成

給付対象者に係る住民基本台帳データの抽出、対象者判定および基礎データの作成は、本市が別途行い、受託事業者に提供するものとする。

なお、受託事業者は、本市から提供される確定データをもとに、クーポンの作成、配付および管理業務を行うものとし、住民基本台帳の原本または基幹系システムへの直接アクセスは行わない。

- (2) 受託事業者へのデータの提供

受託事業者へ提供する時期については、令和8年4月1日以降の予定であり、詳細については市と協議・調整を行うこととする。

- (3) データの受け渡し方法

受託事業者が本市から給付対象者データを受理する方法は、個人情報等に関する盗難・紛失防止措置を講じた記録媒体等、もしくは受領時に本人確認または受領確認を行う方法や、LGWAN回線を利用した方法等により受理することとする。

7 クーポンの仕様

- (1) 給付額

給付額は、給付対象者1人当たり8,000円分とする。

- (2) クーポンの種類

クーポンは、次の各号に掲げる2種類とし、いずれもシステム上で残高を管理する方式とし、1円単位での利用を可能とするものとする。なお、額面ごとの券片を分割して使用する商品券方式は想定しない。

ア 電子クーポン

イ 紙クーポン

(3) クーポンの送付方法

ア 原則として、全ての給付対象者に対し、電子クーポンの取得に必要なシリアルコード、または二次元コード等を世帯ごとに送付するものとする。

イ 電子クーポンの利用が困難な者については、紙クーポンの利用が可能な方法により提供すること。

ウ 送付にあたっては、ポスト投函によらず、送付先世帯の世帯員が本人受領する方法により発送するものとする。

(4) クーポン送付に係る特例的な取り扱い

受託事業者は、市が特別な配慮を要すると認めた者(※1)については、市の指示に基づき、市と協議の上、当該者の状況に応じたクーポンの送付(※2)を行うこと。

※1 配偶者やその他親族からの暴力等を理由に避難している者、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)および老人福祉法(昭和38年法律第133号)に定める措置を受けた者等を指す。

※2 世帯内で別送対応を行うことや、点字、外国語対応を行うことを含む。

(5) 不着返戻分の管理

不着返戻分の管理については下記のとおりとする。

ア クーポンの不着返戻分については、不着返戻リストを作成し、市と共有すること。

イ 不着返戻分は、受託事業者が使用期限到達までの間保管し、不着返戻となった旨と再送依頼連絡先を記載した文書に「彦根市生活応援クーポン事業実施要綱」第4条に定める送付先変更届出書を同封し、普通郵便等を用いたポスト投函により送付すること。

ウ イによる方法により、再送連絡を受けた場合、再送対応すること。なお、「彦根市生活応援クーポン事業実施要綱」第4条に定める送付先変更届出書の提出があった場合に限り、別の宛先に再送すること。

エ 保管期間を経過した不着返戻分については、市に確認の上、個人情報の漏えい防止に十分配慮し、第三者が識別できない方法(裁断、溶解その他これに準ずる方法)により、受託事業者の責任において廃棄すること。

(6) 利用期間

クーポンは、遅くとも令和8年7月1日に利用開始とし、3か月以上の利用期間を設けること。なお、利用開始時期が早まることは妨げない。

8 参加店舗の取り扱い

受託事業者は、下記の市内事業者を対象とした参加店舗募集に係る事務を行い、市と協議の上登録および管理を行うものとする。

- (1) 参加店舗は、市内に事業所を有する者とし、本社の所在地や企業規模は問わない。
- (2) 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条第 6 項に規定する性風俗関連特殊営業を行う者および、同条第 7 項に規定する接客業務受託営業を行う者は除外する。
- (3) その他市内事業者の参加条件については、必要に応じて市と協議の上定める。

9 再委託等

受託者は、書面による市の承認を得ることなしに、この契約に係る義務の履行を第3者に委託し、この契約に係る権利を第3者に譲渡し、またはこの契約に係る義務を第3者に承継させてはならない。

本業務の一部を第3者に再委託する場合は、再委託する業務内容、再委託先の名称、再委託が必要な理由を明記の上、業務着手前に書面にて提出し、書面により市の承諾を得ること。

10 クーポン原資を含む委託料の支払い方法

(1) 概算払いの可否

彦根市財務規則(平成5年3月30日規則第11号) その他関連法令に基づき、市が受託者に支払うクーポン原資を含む委託料は、必要に応じて概算払いを可能とする。

(2) 未使用分の返還

使用期限を経過した後に未使用となったクーポン相当額(残金がある場合を含む。)については、市に帰属するものとする。このことから、概算払いの場合、受託者は、当該未使用分相当額を市に精算戻入することとし、精算払いの場合、受託者は当該未使用分相当額を市に請求しないものとする。

11 報告および検査

本市は、必要があると認めるときは、受託者に対して、委託業務の履行状況その他必要な事項について、報告を求め、検査することができる。

12 個人情報の保護

業務の履行については、彦根市個人情報保護条例(平成 16 年彦根市条例第 25 号)その他関連法令等に基づき、業務を通じて知り得た情報は、業務目的以外には使用しないこと。

また、彦根市情報セキュリティポリシー」を十分理解の上、情報の漏洩、紛失、盗難、改ざん、その他事故等から保護するため、適切な管理を行うこと。業務完了後も同様とする。

13 本市との協議

本業務の実施に当たっては、本市と十分な連絡・調整を行い、円滑な業務遂行を図るものとする。
また、仕様書に定めのない事項については、適宜本市と協議し、業務の履行において疑義が生じた事項については、本市と協議の上対応すること。